

## 岡山市電子町内会運営要綱

### 1 目的

インターネットを使って町内会活動をはじめ、地域の情報を広く発信することで、地域コミュニティの活性化や市民の情報化を図るために電子町内会を推進するものとし、その管理運営に関してこの要綱に定める。

### 2 定義

この要綱において、用語の定義は次のとおりとします。

#### (1) 電子町内会

本要綱及び「岡山市電子町内会募集要領」に基づき電子町内会に参加している学区・地区連合町内会又は単位町内会。

#### (2) 電子町内会システム

前項の目的のために岡山市が提供するシステムであり、以下の機能を有す。なお、電子町内会システムを利用するものは、「岡山市電子町内会システム利用規約」に従うものとする。

#### ①公開サイトの作成機能

一般公開される町内会ウェブサイトを作成できる。

#### ②会員サイトの作成機能

会員登録した町内会員のみが閲覧できる町内会ウェブサイトを作成できる。

#### ③メール一斉配信機能

受信登録した町内会員に対して、町内会からメールを一斉に配信することができる。

### 3 電子町内会の管理運営体制

電子町内会を円滑に運営するため、電子町内会における役割をそれぞれ以下のとおり定める。役割を兼任することはできるが、最低2名以上による管理運営体制とすること。

#### (1) 会長

学区・地区連合町内会長、または単位町内会長を電子町内会の会長として、組織的に運営すること。会長は以下の業務を行うこととする。

ア 電子町内会の運営における最終的な決定を行うこと。

イ 電子町内会の運営に必要な運営組織を設立すること。

ウ 会員から取得した個人情報適切に管理できるよう、個人情報の管理・取り扱いにおけるルール及び責任者を定めること。

#### (2) 管理者

電子町内会システムにおける管理者権限を付与されたものを管理者とし、各号に定める管理者を単位町内会は3名以内、連合町内会は5名以内、置くことができる。

#### ① 公開サイト管理者

ア システム運用に係る会員の登録・削除及び管理を行い、取得した個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、責任をもって管理を行うこと。

イ 一般公開される町内会ウェブサイト作成のための情報収集及び作成・更新等を行うこと。作成にあたっては、公序良俗に反した内容を掲載しないよう、個人情報、肖像権、著作権等の保護に十分配慮を行うこと。

ウ 不適切な内容については削除する等の必要な措置を行い、町内会の責任で町内会ウェブサイトの管理を行うこと。

エ 電子町内会システムを運営・管理するために必要なID・パスワードを厳重に管理し、個人情報の漏洩あるいはそのおそれ等があるときは、速やかに市に連絡すること。

オ 電子町内会の運営に必要な連絡調整を行うこと。

カ 編集委員会を開催するなど電子町内会を組織的に運営すること。

## ② 会員サイト管理者

ア 会員登録・削除及び利用会員の登録情報（氏名、メールアドレス等）及び権限情報の管理を行い、取得した個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、責任をもって管理を行うこと。なお、必要な場合は会員の登録及び削除を行うこと。

イ 会員登録した町内会員のみが閲覧できる町内会ウェブサイト作成のための情報収集及び作成・更新等を行うこと。作成にあたっては、公序良俗に反した内容を掲載しないよう、個人情報、肖像権、著作権等の保護に十分配慮を行うこと。

ウ 不適切な内容については削除する等の必要な措置を行い、町内会の責任で町内会ウェブサイト管理を行うこと。

エ 電子町内会システムを運営・管理するために必要なID・パスワードを厳重に管理し、個人情報の漏洩あるいはそのおそれ等があるときは、速やかに市に連絡すること。

オ 電子町内会の運営に必要な連絡調整を行うこと。

カ 編集委員会を開催するなど電子町内会を組織的に運営すること。

## ③ メール管理者

ア 会員登録・削除及び利用会員の登録情報（氏名、メールアドレス等）及び権限情報の管理を行い、取得した個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払い、責任をもって管理を行うこと。なお、必要な場合は会員の登録及び削除を行うこと。

イ メール配信にあたっては、個人情報、肖像権、著作権等の保護に十分配慮を行い、メールの容量の軽量化に努めた上で配信すること。

### （3）編集委員

ア 各管理者に協力し、町内会ウェブサイトの作成・更新及びメール送信を行うこと。安定した電子町内会の運営のため、複数名の設置が望ましい。

イ 町内会ウェブサイトの作成・更新に関しては、公序良俗に反した内容を掲載しないよう、個人情報、肖像権、著作権等の保護に十分配慮を行うこと。

### （4）利用会員

電子町内会に参加している町内会の構成員等で、ユーザID及びパスワードの交付を受けている者。

#### 4 システム管理者

(1) 電子町内会システムの適正かつ安全な運用及び総合調整を行うため、システム管理者を置く。システム管理者は、岡山市市民協働局市民協働企画総務課長をもって充てる。

(2) システム管理者の役割は以下のとおりとする。

ア 電子町内会システムの保守及び運用の管理に関すること。

イ 電子町内会システムを管理するために必要なID・パスワードの発行及び管理に関すること。

ウ 「岡山市電子町内会システム利用規約」の「7 利用上の注意」に反するウェブサイトの内容や記事に関して、電子町内会に修正又は削除の指導を行うこと。また、緊急を要する場合等には、システム管理者自らが修正又は削除を行うこと。

#### 5 電子町内会推進における役割

(1) 町内会の役割

ア 電子町内会システムの運用・管理。

イ 会員登録・削除及び利用会員の登録情報及び権限情報の管理。

ウ 編集委員会の開催、会員拡大のためのPR活動等、電子町内会活性化のための自主的な取り組み。

(2) 市の役割

ア ウェブサイトを公開するためのサーバスペースの提供。

イ 電子町内会システムの提供。

ウ ヘルプデスク及び操作講習の提供

#### 6 電子町内会の参加

(1) 電子町内会システムを利用できる町内会は、「岡山市電子町内会募集要領」の「2 応募要件」を全て満たす町内会とする。

(2) 町内会は、第2条第2項の各号に定める機能のうち、必要とする機能を選択して申し込むことができる。

(3) 電子町内会に参加を希望する町内会は、本要綱に同意のうえ「電子町内会参加申込書（様式1）」に必要事項を記入して市長に提出するものとする。

(4) 申し込みのあった町内会が応募要件を満たしていることを確認できた場合には、市は町内会に電子町内会システムを提供するものとする。

#### 7 電子町内会の中止

(1) 電子町内会に参加している町内会が電子町内会システムの利用を中止しようとする場合には、「電子町内会システム利用中止願い（様式2）」をあらかじめ市長に提出するものとし、やむを得ない事情によると市長が判断した場合には、利用を中止することができるものとする。

(2) 市長は、電子町内会が本要綱及び「岡山市電子町内会システム利用規約」に反するなど電子町内会として不適格と判断した場合には、町内会に事前に通知した上で利用を中

止させることができるものとする。

#### 8 市と電子町内会役員の連絡について

電子町内会を円滑に推進するため、会長は電子町内会役員の連絡先を、「電子町内会役員届出書(様式3)」により市長に提出するものとする。届出書記載の個人情報、市から電子町内会システム等に関する情報を電子町内会役員に提供するために使用するものとする。

#### 9 データ等の抹消

システム管理者は、本要綱及び「岡山市電子町内会システム利用規約」に反する行為があったと認めるときは、利用会員に事前に通告することなく当該データ等を抹消することができるものとします。

#### 10 システムの一時中断、停止

システム管理者は、以下のいずれかの事由に該当する場合、町内会及び利用会員に事前に通知することなく電子町内会システムの一部もしくは全部を一時中断、又は停止することがあります。

ア 電子町内会システムの運営上又は管理上の必要から装置、システムの保守点検、更新を定期的又は緊急に行う場合

イ 停電、回線の不通、火災、地震、落雷、洪水その他の天災、疫病、暴動、戦争などの不可抗力により、電子町内会システムの運営が困難となった場合

ウ その他、システム管理者が運営上又は技術上の必要から電子町内会システムの中断もしくは停止が必要と判断した場合、並びに不測の事態により電子町内会システムの運営が困難と判断した場合

#### 11 管理運営事業等の中止

市長は、やむを得ず電子町内会システムの提供を含む管理運営事業を中止するときは、電子町内会にその旨を通知することとします。

#### 12 要綱の変更

市長は、必要と認めるときは、電子町内会及び利用会員にあらかじめ周知した上で、この要綱に規定する条項を変更、削除し、又は新たな条項を追加することができるものとします。

#### 13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとします。

#### 14 免責事項

(1) 市は電子町内会システムの改修及び運用の停止、休止又は中断を行ったことによって、町内会又は利用会員に生じた損害に対して一切の責任を負わないこととします。

(2) 不測の事態によってデータが消失した場合、もしくは市長の判断によってデータが削除された場合、消失又は削除されたことにより生じた損害については、市に対しその責任を問わないこととします。

附則

この要綱は平成17年12月1日から適用します。

附則

この要綱は平成18年4月1日から適用します。

附則

この要綱は平成19年7月1日から適用します。

附則

この要綱は平成23年4月1日から適用します。

附則

この要綱は平成29年4月1日から適用します。

附則

この要綱は令和4年4月1日から適用します。